

九州歴史資料館ホームページ広告取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、福岡県教育委員会広告事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第6条及び福岡県教育委員会広告取扱基準（以下、「取扱基準」という。）第5条に基づき、九州歴史資料館（以下、「館」という。）が管理するホームページに掲載する広告を適正に行うために、その取扱いについて必要な事項を定める。

（広告の種類等）

第2条 広告の種類、掲載位置等は次のとおりとする。

種 類	掲載場所	枠数	規 格	形 式	データ容量
バナー広告	トップページ下部	3 枠	縦 300 ピクセル 横 700 ピクセル	JPEG 又は GIF 形式 (アニメーション不可)	10KB 以下

（広告内容の基準）

第3条 広告の内容は、館ホームページとしての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が取扱基準第4条の各号、及び次のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- （1）意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- （2）誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- （3）第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- （5）第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- （6）その他掲載する広告として適当でないと館が認めるもの

（広告の禁止表現）

第4条 広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- （1）閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
例：「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- （2）実際には機能しないもの
例：入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- （3）閲覧者が館に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
例：「職員採用情報」の表現の掲載等
- （4）その他、広告の表現として適当でないと館が認めるもの

（広告の掲載期間）

第5条 広告を掲載する期間は、月単位とする。ただし、1か月を超える連続した期間の広告掲載の申込みがあった場合は、当該広告募集年度内を限度に、その期間を掲載期間とすることができる。

（広告の募集方法）

第6条 広告の募集は、館ホームページなどの広告媒体を活用して公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告の掲載を希望する者は、「九州歴史資料館ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）」により申し込むものとする。その際、館は必要に応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第8条 館は、前条の規定による申込みがあった場合は、第3条及び第4条の規定に基づく審査並びに次の各号による順位付けを経て、広告掲載の可否を決定する。この場合、同じ順位のものがあるときは、リンク先のホームページにおいて提供される情報が公共性、公益性の高いものを優先し、次に、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定するものとする。

（1）公益団体又は公共性の高い企業で県内に事業所を有するもの

（2）前号に規定するもの以外の企業又は自営業で県内に事業所等を有するもの

（3）その他企業又は自営業等

2 第2条の規定で定める枠数を超過して広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

3 館は、前各項の規定により掲載する広告を決定したときは、「九州歴史資料館ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）」により、その旨申込者に通知する。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告主は、広告原稿を第2条の規定に基づき作成し、原則として広告の掲載を開始する月の初日から起算して10日前までに、館が指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 館は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条及び第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第10条 館は掲載の決定後、広告主に対して次に定める広告掲載料を請求するものとする。

1 枠当たり：月額6,000円（税別）

- 2 広告主は、申請した掲載期間の広告掲載料を、館が指定する日までに一括して前納するものとする。ただし、館が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載の時期）

第11条 館は、第9条第1項の規定により提出された広告原稿を、原則として広告の掲載を開始する月の初日に掲載するものとする。

- 2 館は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告の掲載を終了する月の末日に削除するものとする。

（広告掲載の取消）

第12条 館は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）広告主が、取扱基準第3条第1項各号に該当すると判明したとき。
- （2）第2条から第4条までの規定に反すると判断したとき。
- （3）第9条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- （4）第9条第3項の規定による修正の指示に従わないとき。

- 2 館は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、掲載を取り下げようとする月の前月末日の10日前までに、書面により館に申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、納付済の広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の減額）

第14条 館は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第10条第1項の規定により定める広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月につき1日未満の場合は、減額しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、館がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を減額しないものとする。ただし、一時停止の期間が1か月につき2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を減額する。

- （1）機器等の保守又は工事を行う場合
- （2）天災、事変その他の非常事態が発生した場合

（広告の変更）

第15条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で

変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、館にあらかじめ協議するものとし、第9条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、「九州歴史資料館ホームページ広告掲載変更届（様式第3号）」を提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第9条第3項の規定に準ずるものとする。

（リンク先の変更）

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、館にあらかじめ協議するものとし、変更しようとする日から起算して5日前までに「九州歴史資料館ホームページ広告掲載変更届（様式第3号）」を提出するものとする。

（広告主の責務）

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

（協議）

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、館と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第19条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、福岡地方裁判所に提訴するものとする。

（その他）

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、館が別に定める。

附 則

この要領は令和6年10月20日から施行する。